

目標指標について

<<討議用参考資料>>

本資料は、資料1『「知的財産推進計画2010」に盛り込むべき事項について(案)』において記載している目標指標を議論するにあたり、その参考資料として作成したもの。

資料1の構成に従って、【目標指標】ごとに関連する情報、考え方などを「《参考》」として整理した。

1. 企業の事業活動における戦略的な国際標準化、知的財産を有効なツールとして活用することにより、グローバルな規模で事業に成功する。

(1) 技術動向、市場動向、我が国の特長を勘案し、特定戦略分野(例: スマートグリッド、水関連技術)における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行するとともに、その基盤となる施策を充実する。

【目標指標】

(イ) 国際標準化特定戦略分野において、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行する

《参考》

競争力強化戦略を策定・実行されたか否かを定性的に評価することが適当。

(ロ) 国際標準化機関で議長や主査になり得る実力を有した国際標準化活動の専門家を若手を中心に育成する(800人)

《参考》

「高い交渉スキル」という基準の明確化は難しいが、国際会議の取り纏めを行う議長や主査のポストを任せられるレベルを想定。

日本の ISO/IEC の国際議長・国際幹事は約 100 人、ワーキンググループの主査は約 100 人（経産省、「ISO/IEC の国内対応体制の概要」、平成 20 年 3 月 4 日）。また、今後、幹事国引受け件数の増加も目指す（下記（ハ）参照）。さらには、ISO/IEC などの国際機関におけるデジュール標準による国際標準化活動だけでなく、フォーラム標準による国際標準化活動にも支援を行う予定。以上のように、今後の国際標準化活動の専門家の活躍の場の拡大に応じた専門家の確保が必要。

また、そのような場で実際に活躍する専門家以外にも、専門家の裾野を拡大し、いつでもそのような場で活躍できる人材を確保しておくことも必要。

**(ハ) 国際標準化機関における幹事国引受け件数を増加させる
(150 件)**

《参考》

○ ISO/IEC (主要国)

		米	独	英	仏	日	中	韓	全幹事国数
ISO	件数	128	132	77	75	59	24	11	740
	割合	17.3%	17.8%	10.4%	10.1%	8.0%	3.2%	1.5%	100%
IEC	件数	23	32	20	24	15	5	3	173
	割合	13.3%	18.5%	11.6%	13.9%	8.7%	2.9%	1.7%	100%
名目 GDP(構成比)		25.2%	6.1%	5.1%	4.7%	8.0%	6.2%	1.8%	

※ ISO/IEC 件数：2008 年末

※ 名目 GDP(構成比)：国民経済計算に基づく（2007 年値）

(2) 「安全・安心」を普及する。

【目標指標】

(イ) 環境保護や「安全・安心」の実現に評価方法や規格・基準が重要となる分野において国際標準を獲得する(新たに 5 分野)

《参考》

環境保護や「安全・安心」の実現に資する国際標準が獲得できたか否かを評価すべきではないか。

(3) 低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。

【目標指標】

(イ) 海外事業展開に対応したグローバルな特許の取得を可能とする環境を整備する

- ・日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基盤を整備する
- ・海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ（PPH）利用可能率を高める（約70%→90%）
- ・海外での特許取得に要するコストを低減する
- ・特許の海外出願比率（日本特許庁への出願のうち、外国にも出願された件数の比率）を高める（24%→35%）

《参考》

実質的な相互承認に向けた、具体的取組の進捗状況を定性的に評価することが適当。また、2008年ベースで、PPH利用可能率は約70%（日本人による海外出願は現在19万件。そのうち、日本とPPHを実施している12か国・機関への出願が13万件）。

海外での特許取得に要するコストについては、各種アンケート結果を参照しつつ、総合的に評価することが適当。

政府によるこれらの環境整備が進むことで、我が国企業の事業展開のグローバル化に対応したグローバルな特許取得活動が促されることを期待（日本のグローバル出願率は24%（2007年出願に基づくデータ）；米国は51%、欧州は62%（いずれも2006年出願に基づくデータ））。

(ロ) 東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備する

- ・UPOV91年条約への新規加盟国を得る
- ・審査方法を共通化する
- ・審査データの相互利用を開始する

《参考》

植物品種保護の共通基盤整備に関する具体的取組の進捗状況を定性的に評価することが適当。

(ハ) 主要国・地域(アジアなどの新興国を含む)がACTAの加盟国となる

《参考》

知財保護の志の高い国・地域が交渉に参加。現時点では、日本、米国、EU、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコ。条約締結後、加盟国拡大に向けた働き掛けの予定。

(二) 国内外の模倣品・海賊版により被害を受ける日本企業の割合(模倣被害率)を、被害の撲滅に向け、大幅に引き下げる(例: 日本企業の模倣被害率を25%→12%)

《参考》

1997年度の11.5%から上昇し、2002年度の28.8%をピークに下降、その後20~25%で高止まり(最新の2008年度が24.9%)。

なお、模倣被害率とは、産業財産権出願数上位8,000社に対するアンケート調査において、模倣被害を認知し「模倣被害あり」と回答した企業の割合。模倣被害とは、知的財産権(商標権、意匠権、特許権、著作権等)を侵害する製品・サービスの製造・販売等による被害のこと。

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規事業を創出する。

(1) ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。

【目標指標】

(イ) ベンチャー・中小企業における特許制度利用者の裾野を広げる(新たに特許出願をしたベンチャー・中小企業数(累計): 約3万社)

《参考》

2008年度に特許出願をしたベンチャー・中小企業数は1.2万社。

(ロ) ベンチャー・中小企業による海外出願件数を増やす（約 0.8 万件→1.2 万件以上）

《参考》

ベンチャー・中小企業による海外出願数は約 0.8 万件（2007 年の出願に基づく推計値）。過去 4 年間で約 7%の伸び。

(ハ) ノウハウ秘匿を含めた知的財産マネジメントをベンチャー・中小企業経営に浸透させる（例：各種アンケートから把握される浸透度合いの向上）

《参考》

各種アンケートを参照しつつ、総合的に評価することが適当。

(2) 産学官共創力を世界最高水準に引き上げる。

【目標指標】

(イ) 産学官が大学や公的研究機関の知を活用し事業化へ向けて共創する場を構築する

《参考》

世界には、産業界のコミットメント（50%以上の収入を産業界から得る）を得られた拠点として、IMEC（ベルギー）、MINATEC（フランス）がある。

(ロ) 国内企業から国内大学や公的研究機関へ支出する研究費を増加させる（約 1000 億円→1500 億円）

《参考》

統計上、日本の企業研究費（金額）の水準は米国の 56%程度であるが、企業から大学の支出はこれに劣り、米国（約 3000 億円）の 36%程度。

(ハ) 大学や公的機関の研究費に占める外国資金の金額を増加させる（それぞれ約 16 億円→400 億円、約 60 億円→150 億円）

《参考》

日本の研究費に占める外国資金の割合は、大学で 0.04%（約 16 億円）、公的研究機関で 0.4%（約 60 億円）。欧州では、3～8%の

水準であり、我が国としては1%を超える水準を目指す。

- (3) オープン・イノベーションへの対応やブランド構築促進の観点を含め、知的財産を活用した活動を支える知的財産制度を整備する。

【目標指標】

- (イ) オープン・イノベーションに対応した知的財産制度を構築する（例：登録対抗制度に関する検討の有無、検討結果に応じた必要な措置の有無）

《参考》

制度見直しの議論、議論の結果を踏まえた法改正を含めた措置の進捗状況について定性的に評価することが適当。

- (ロ) 権利の安定性を向上させる（例：再審の問題やダブルトラックに関する検討の有無、検討結果に応じた必要な措置の有無）

《参考》

権利の安定性向上に向けた取組の進捗状況を総合的に評価することが適当。

なお、特許庁と裁判所との齟齬の程度を数値目標として設定することは不適切。

- (ハ) 特許審査順番待ち期間を世界トップクラスに短縮する（2013年に審査順番待ち期間を11か月）

《参考》

欧州特許庁：22.8か月、米国特許商標庁：26.7か月（2007年）。

2008年に審査順番待ち期間を29か月にとどめるとの中間目標を達成（28.5か月）。

また、2008年度には、2004年度以降はじめて一次審査件数が審査請求件数を上回り、審査順番待ち件数が減少傾向へ（一次審査件数：34.8万件、審査請求件数：31.5万件）。

- (ニ) ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度を構築する（例：商標制度の見直しに関する検討の有無、農林水産物・食品の地理的表示を支える仕組みに関する検討の有無、

検討結果に応じた必要な措置の有無)

《参考》

制度見直しの議論、議論の結果を踏まえた法改正を含めた措置の進捗状況について定性的に評価することが適当。

(了)